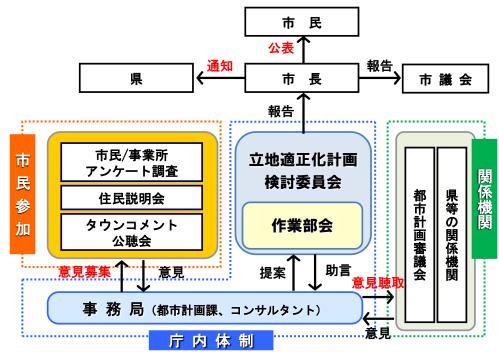
参考資料

1. 策定経緯

(1)策定スケジュールと内容

	年月	会議体	内容
	8月26日	第1回庁内検討委員会	作業部会設置、見直し内容等
	11月10日	公共交通商業部会	観光交通課へのヒアリング
	11月10日	福祉保健部会	長寿支援課へのヒアリング
令和	11月10日	公共施設部会	建築住宅課へのヒアリング
4年	11月15日	公共交通商業部会	政策推進課へのヒアリング
	11月15日	公共施設部会	管理課へのヒアリング
	11月22日	防災安全部会	防災まちづくり推進課へのヒアリング
	12月20日	第2回庁内検討委員会	見直し素案等
	1月18日	第3回庁内検討委員会	
	2月6日	調整会議	見直し素案
A T-	2月15日	議員全員勉強会	
令和 5年	2月15日~	カウン・コンパ	
	3月1日	タウンコメント	見直し案
	3月2日	第4回庁内検討委員会	
	3月6日	都市計画審議会	計画決定

(2) 策定体制

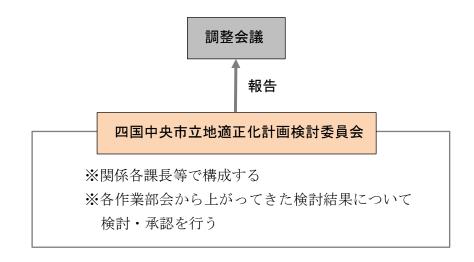


赤字:必須事項

(3)検討委員会の体制

No.	所属部署•役職	備考	No.	所属部署・役職	備考
1	建設部長		12	こども家庭課長	
2	都市計画課長		13	保育幼稚園課長	
3	財政課長		14	産業支援課長	
4	防災まちづくり推		15	観光交通課長	
	進課長				
5	政策推進課長		16	農業振興課長	
6	地域振興課長		17	農林水産課長	
7	管理課長		18	建設課長	
8	税務課長		19	建築住宅課長	
9	生活環境課長		20	教育総務課長	
10	医療対策課長		21	生涯学習課長	
11	長寿支援課長				

(4) 作業部会の体制



各作業部会 防災安全 福祉保健 土地利用 公共施設 公共交通 財政 部会 部会 商業部会 部会 部会 部会 防災まちづ 財政課 観光交通課 こども家庭課 農業振興課 政策推進課 生活環境課 くり推進課 税務課 都市計画課 管理課 医療対策課 産業支援課 建設課 長寿支援課 都市計画課 地域振興課 都市計画課 農林水産課 保育幼稚園課 建築住宅課 都市計画課 都市計画課 教育総務課 生涯学習課 都市計画課 ※関係各課1~2名程度で構成

※事業内容の詳細事項について検討する

2. 誘導施設等の定義

(1)医療施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
特定機能	・一般の病院などから紹介された高度先端	愛媛大学医	医療法第1条の
病院	医療行為を必要とする患者に対応する病	学部付属病	5 及び第 4 条の
	院として厚生労働大臣の承認を受けた施	院 (東温市)	3
	設。		
	【要件】		
	・一般の病院としての設備に加えて集中治		
	療室、無菌病室、医薬品情報管理室を備		
	え、病床数 400 以上、10 以上の診療科、		
	来院患者の紹介率が 30%以上の条件を満		
	たすもの。		
地域医療	・紹介患者に対する医療提供、医療機器等	喜多医師会	医療法第1条の
支援病院	の共同利用の実施等を通じて、第一線の	病院(大洲	5 及び第 4 条
	地域医療を担うかかりつけ医、かかりつ	市)、松山赤	
	け歯科医等を支援する能力を備え、地域	十字病院(松	
	医療の確保を図る病院として相応しい構	山市)、愛媛	
	造設備等を有するものについて、都道府	県立中央病	
	県知事が個別に承認する施設。	院(松山市)、	
		市立宇和島	
	【要件】	病院(宇和島	
	・病院の規模は原則として病床数が 200 床	市)	
	│ 以上の病院であること。 ・他の医療機関からの紹介患者数の比率が		
	80%以上(承認初年度は60%以上)であ		
	ること。あるいは紹介率40%以上かつ逆		
	紹介率 60%以上であること。		
	・他の医療機関に対して高額な医療機器や		
	病床を提供し共同利用すること。		
	・地域の医療従事者の向上のため生涯教育		
	等の研修を実施していること。		
	・救急医療を提供する能力を有すること。		
病院	・医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数	HITO 病院、他	医療法第1条の
	人のため医業又は歯科医業を行う場所で		5
	あって、二十人以上の患者を入院させる		
	ための施設を有するものをいう。病院は、		
	傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受		
	けることができる便宜を与えることを主		
	たる目的として組織され、かつ、運営さ		
	れるものでなければならない。		

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
診療所	・医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数	四国中央市	医療法第1条の
	人のため医業又は歯科医業を行う場所で	急患センタ	5
	あって、患者を入院させるための施設を	ー、ふじえだ	
	有しないもの又は十九人以下の患者を入	ファミリー	
	院させるための施設を有するもの。	クリニック、	
		他	
調剤薬局	・調剤を実施する薬局その他の医療を提供	三島中央薬	医療法第1条の
	する施設。	局、宇摩調剤	2
		薬局、他	

医療法、厚生労働省 HP

(2) 社会福祉施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
老人福祉	・無料又は低額な料金で、老人に関する各	四国中央市	老人福祉法第
センター	種の相談に応ずるとともに、老人に対し	老人福祉セ	20条の7
·	て、健康の増進、教養の向上及びレクリ	ンター	
	エーションのための便宜を総合的に供		
	与することを目的とする施設。		
老人デイ	・日常生活を営むのに支障のある高齢者に	四国中央市	老人福祉法第
サービス	対し、入浴、食事の提供、機能訓練、介	デイサービ	20条の2の2
センター	護の方法や生活等に関する相談および	スセンター	
	助言、健康診査等のさまざまなサービス	なないろ、他	
	を日帰りで提供することを目的とする		
	施設。		
小規模	・利用者が可能な限り自立した日常生活を	山田井の郷、	介護保険法第8
多機能型	送ることができるよう、利用者の選択に	高齢者複合	条の 19
居宅介護	応じて、施設への「通い」を中心として、	施設ロイヤ	
	短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪	ル新町	
	問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民		
	との交流の下で日常生活上の支援や機		
	能訓練を行う施設。		
地域包括	・地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地	四国中央市	介護保険法第
支援センター	域の支援体制づくり、介護予防の必要な	地域包括支	115条の46
	援助などを行い、高齢者の保健医療の向	援センター	
	上及び福祉の増進を包括的に支援する		
	ことを目的とし、地域包括ケア実現に向		
	けた中核的な機関として市町村が設置		
	する。		
保育所	・保育を必要とする乳児・幼児を日々保護	中曽根保育	児童福祉法第
	者の下から通わせて保育を行うことを	園、他	39条
	目的とする施設(利用定員が二十人以上		
	であるものに限り、幼保連携型認定こど		
	も園を除く。)。		

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
地域子	・乳児又は幼児及びその保護者が相互の交	乳児保育所	児童福祉法第6
育て支	流を行う場所を開設し、子育てについて	こども村	条の3第6項
援拠点	の相談、情報の提供、助言その他の援助	子育て支援	
	を行う施設。	センター	
児童館	・地域において児童に健全な遊びを与え	四国中央市	児童福祉法第
(児童	て、その健康を増進し、又は情操をゆた	みしま児童	40条
センタ	かにすることを目的とする児童福祉施	センター	
—)	記。		
発達支援	・障害を持つ児童を日々保護者の下から通	四国中央市	児童福祉法第4
センター	わせて、日常生活における基本的動作の	発達支援セ	3条、子ども・
	指導、独立自活に必要な知識技能の付与	ンター	若者育成支援推
	又は集団生活への適応のための訓練及		進法第 13 条
	び治療を目的とする施設。		
	・また、子ども・若者育成支援に関する相		
	談に応じ、関係機関の紹介その他の必要		
	な情報の提供及び助言を行う拠点。		
その他	・上記のほか、社会福祉法、老人福祉法、		
福祉関連法に	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、		
定める施設	生活保護法、高齢者の医療の確保に関す		
	る法律、地域における公的介護施設等の		
	計画的な整備等の促進に関する法律、介		
	護保険法、児童福祉法、母子及び寡婦福		
	祉法、母子保健法又は障害者総合支援法		
	に定める施設又は事業の用に供する施		
	設のうち通所等を目的とするもの。		

老人福祉法、公益社団法人全国老人福祉協議会 HP、介護保険法、児童福祉法、厚生労働省 HP 等

(3)教育文化施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
認定こども園	・就学前の子どもに教育・保育を一体的に	土居東こど	就学前の子ど
	行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両	も園、川之江	もに関する教
	方の良さをあわせ持つところ。保護者が	こども園、他	育、保育等の総
	働いている、いないに関わらず利用で		合的な提供の
	き、保護者の就労状況が変化した場合で		推進に関する
	も、通い慣れた園を継続して利用できる		法律第2条6
	ことが大きな特徴。		項
幼稚園	・義務教育及びその後の教育の基礎を培う	三島東幼稚	学校教育法第
	ものとして、幼児を保育し、幼児の健や	園、他	1条及び第 22
	かな成長のために適当な環境を与えて、		条
	その心身の発達を助長することを目的		
	とした施設。		
小学校	・心身の発達に応じて、義務教育として行	川之江小学	学校教育法第
	われる普通教育のうち基礎的なものを	校、三島小学	1条及び第 29
	施すことを目的とした施設。	校、他	条

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
中学校	・小学校における教育の基礎の上に、心身	川之江北中	学校教育法第
	の発達に応じて、義務教育として行われ	学校、三島西	1条及び第 45
	る普通教育を施すことを目的とした施	中学校、他	条
	設。		
高等学校	・高等学校は、中学校における教育の基礎	川之江高等	学校教育法第
中等教育学校、	の上に、心身の発達及び進路に応じて、	学校、三島高	1条及び第 50
特別支援学校、	高度な普通教育及び専門教育を施すこ	等学校、土居	条他
大学、. 高等専門学校	とを目的とした施設。 ・中等教育学校は、小学校における教育の	高等学校	
商寺界門子仪	- 中等教育学校は、小学校における教育の 基礎の上に、心身の発達及び進路に応じ		
	て、義務教育として行われる普通教育並		
	びに高度な普通教育及び専門教育を一		
	貫して施すことを目的とした施設。		
	・特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害		
	者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱		
	者に対して、幼稚園、小学校、中学校又		
	は高等学校に準ずる教育を施すととも		
	に、障害による学習上又は生活上の困難		
	を克服し自立を図るために必要な知識		
	技能を授けることを目的とする。		
	・大学は、学術の中心として、広く知識を		
	授けるとともに、深く専門の学芸を教授 研究し、知的、道徳的及び応用的能力を		
	展開させることを目的とした施設。		
	・高等専門学校は、深く専門の学芸を教授		
	し、職業に必要な能力を育成することを		
	目的とする。		
専修学校	・専修学校は、職業若しくは実際生活に必	四国中央医	学校教育法第
各種学校	要な能力を育成し、又は教養の向上を図	療福祉総合	124 条、第 134
	ることを目的として組織的な教育を行	学院	条
	う施設。		
	【要件】		
	一 修業年限が一年以上であること。		
	二 授業時数が文部科学大臣の定める授		
	業時数以上であること。 三 教育を受ける者が常時四十人以上で		
	三 教育を受ける者が常時四十人以上で あること。		
	<i>'``` \ </i>		
	・各種学校は、上記の他、学校教育に類す		
	る教育を行う施設。		

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
図書館	・図書、記録その他必要な資料を収集し、	川之江図書	図書館法第2条
	整理し、保存して、一般公衆の利用に供	館、三島図書	
	し、その教養、調査研究、レクリエーシ	館、他	
	ョン等に資することを目的とする施設		
	で、地方公共団体、日本赤十字社又は一		
	般社団法人若しくは一般財団法人が設置		
	するもの。		
博物館	・歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に		博物館法第2条
	関する資料を収集し、保管し、展示して		
	教育的配慮の下に一般公衆の利用に供		
	し、その教養、調査研究、レクリエーシ		
	ョン等に資するために必要な事業を行		
	い、あわせてこれらの資料に関する調査		
	研究をすることを目的とする機関のう		
	ち、地方公共団体、一般社団法人若しく		
	は一般財団法人、宗教法人又は政令で定		
	めるその他の法人が設置するもの。		
劇場、	・演劇・舞踊・音楽等を観賞する目的で公	土居文化会	消防法政令別表
ホール	衆の集合する施設であって、これらの用	館 (ユーホー	1の解釈より
	に供する客席を有するもの。	ル)	(東京都消防設
			備協同組合)

市 HP、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、学校 教育法、図書館法、博物館法、消防法施行令、東京都消防設備協働組合 HP

(4) 商業施設

(· / I=380000					
施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等		
大規模 小売店舗 (1,000 ㎡超)	・小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗であって、建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるもの。	フジグラン 川之江店、他	大規模小売店 舗立地法		
食料品専門店	・1,000 ㎡以下の食料品を取り扱うスーパー及び専門店。 ・食料品スーパーは250 ㎡以上で食料品の取扱いが70%以上 ・食料品専門店は各種食料品の取り扱いが90%以上	木村チェーン三島店、他	経済産業省商業統計調査における業態分類の定義より		
コンビニエンスストア	・食料品を取り扱っており、売場面積が 30 ㎡以上 250 ㎡未満、14 時間以上の営 業時間の施設。		経済産業省商業統計調査における業態分類の定義より		

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
映画館	・公開された映画を観賞する目的で公衆の 集合する施設であって、これらの用に供 する客席を有するものをいう。	TOHO シネマ ズ新居浜	消防法政令別 表1の解釈よ り(東京都消防 設備協同組合)

大規模小売店舗立地法、商業統計調査、消防法施行令、東京都消防設備協働組合 HP

(5)金融施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
郵便局	・郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓	伊予三島郵	日本郵便株式会
	口業務を行う施設であって、銀行代理業	便局、他	社法第2条の
	を行う施設。		4, 5
銀行、信用金庫等	・銀行は、内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む施設。 ・信用金庫等は、長期信用銀行法に規定される長期信用銀行、又は信用金庫法に規定される信用金庫、農業協同組合法に規定される農業協同組合及び農業協同組合連合会にあって貯金又は定期積金の受入れを事業とする施設。	伊予銀行三 島支店、他	銀行法第2条、長期信用銀行法第2条、信用金庫法、農業協同組合法

日本郵便株式会社法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法

(6) 行政施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
市役所	・市条例における本庁舎。		地方自治法第4
本庁舎			条、市条例第1
			号第2条(1)
その他	・本庁舎以外の窓口サービス等を実施する		
の行政	行政施設。		
施設			

地方自治法、市条例第1号

(7) 複合施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
地域交流	・地域住民の相互交流を目的とし、地域活		
センター	性化の拠点として文化・交流等の都市活		
	動・コミュニティ活動を支える中核的な施		
	設であり、集会機能、会議機能、子育て支		
	援機能、防災拠点機能などが集約された複		
	合施設。		